

令和2年度福祉用具専門相談員指定講習会 実施要綱

1. 開講目的

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な福祉用具等を提供するため、必要な知識、技能を有する従事者を養成し、もって高齢者の自立の促進及び介護者の負担の軽減を図ることを目的とする。あわせて、介護保険制度の円滑な運営に資するため、介護保険制度における指定居宅サービスとしての福祉用具貸与事業及び販売事業において必要な知識、技能を有する者の養成を図ることを目的とする。

2. 実施機関 一般社団法人広島県シルバーサービス振興会
(広島市南区皆実町一丁目 6-29)

3. 実施場所 広島県健康福祉センター 2階総合研修室
8階大研修室

4. 講習期間 令和2年11月18日(水)～11月20日(金)
令和2年11月24日(火)～11月26日(木)
令和2年11月30日(月)～12月1日(火)の8日間

5. 募集定員 50名

6. 受講料 44,000円(税込)

7. 受講資格 特になし。

8. 申込締切 令和2年10月28日(水)但し、定員に達し次第、締め切ります。

9. 受講申込

広島県シルバーサービス振興会ホームページの「研修情報オンライン申込」の当該セミナーを選択し、必要事項を入力ください。

ホームページアドレス <https://www.hiroshima-silver.or.jp/seminar/sck/>

10. 受講料納入方法

申し込み受理後、後日当振興会より受講料振込の案内を別途メールにて送信いたしますので、指定口座に期日までにお振込みください。

11. 受講料の返還

研修開始前に受講を取りやめる場合は、振込手数料を差し引いた額を、受講予定者指定口座へ振込を行う。研修開始後に受講取りやめる場合は、いかなる理由でも受講料は返還しない。

12. 講習課程 研修プログラムのとおり

13. 講師氏名 研修プログラムのとおり

14. 修了評価の実施方法

修了評価については、全科目の修了時に、「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価する。修了評価の実施方法については、筆記により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には、含めないものとする。全日程の科目の内容をふまえた当振興会で定める択一式の修了評価を行う。

15. 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い

今年度の全課程を受講し、修了評価の修了基準を満たし、必要な知識及び技術を習得した者を修了と認定する。修了評価は、択一式の問題を40問実施し、7割以上の正答が認められた場合に、修了とする。修了基準を満たさない者は、再評価（レポート）を行い、当振興会が認めた場合は、修了とする。

欠席は原則認めない。ただし、当振興会がやむを得ないと認めた理由の場合は、欠席した箇所のレポートを課す。

16. 補講の取扱い

補講は、実施しない。

17. 受講の取り消し

次に該当する者は、受講を取り消すことができるものとする。

- ①学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- ②研修の秩序を乱し、他の受講者に影響を及ぼす者。

18. 修了証明書の交付

修了を認定された者は、広島県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務取扱要綱に定める修了証明書及び携帯用修了証明書を交付する。

19. 合格発表

令和2年12月3日（木）10時に当振興会ホームページにて合格者の受講番号を掲載する。

20. お問い合わせ先

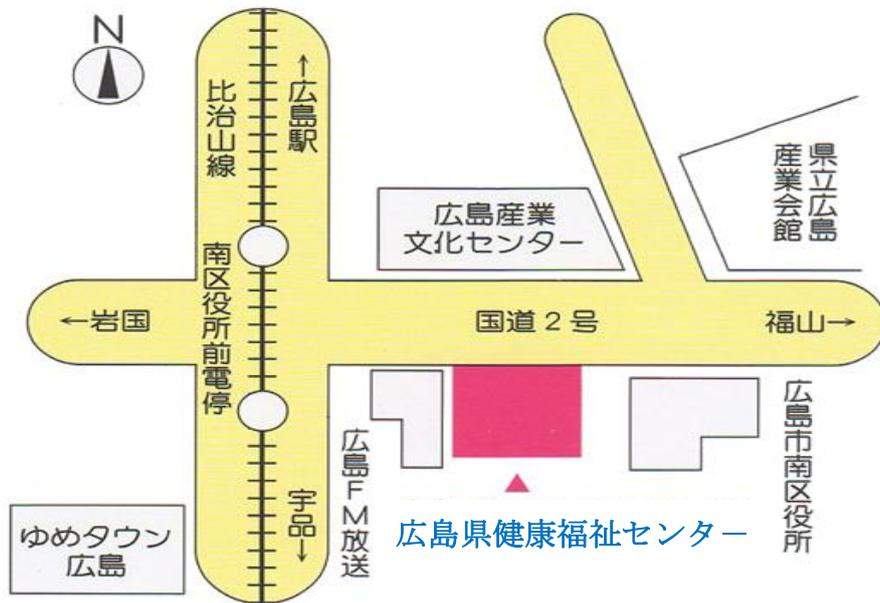
一般社団法人広島県シルバーサービス振興会 事務局 土井・栗栖
〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目6-29 広島県健康福祉センター1階
TEL 082-254-9699 FAX 082-254-9690
8:30～17:30（土・日・祝日は除く）
ホームページアドレス <https://www.hiroshima-silver.or.jp>

令和2年度 福祉用具専門相談員指定講習会 研修プログラム

| 日時 | 時間 | 時間数 | 科目名 | 担当講師 |
|----------------------------------|-------------------------|-----|--------------------------------|------------------------------------------------------|
| 11月18日 (水) 10:00～ 16:45 | 10:00～12:00 (休憩45分) | 2 | 介護保険制度等の考え方と仕組み | サンキ・ウエルビィ株式会 社 広島ブロック ブロック長 久保田 恵子 |
| | 12:45～14:45 | 2 | 介護サービスにおける視点 | |
| | 14:45～16:45 | 2 | 高齢者の日常生活の理解 | |
| 11月19日 (木) 9:30～ 16:25 | 9:30～10:30 | 1 | 福祉用具の役割 | 日本基準寝具㈱ エコール事業部 営業部 課長代理 吉岡 徹 |
| | 10:30～11:30 (昼休憩45分) | 1 | 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 | |
| | 12:15～14:15 | 2 | 福祉用具の供給の仕組み | |
| | 14:25～16:25 | 2 | 住環境と住宅改修 | (株) 地域総合設計 代表取締役 一級建築士 佐伯 博章 |
| 11月20日 (金) 9:45～ 16:45 | 9:30～12:30 (昼休憩45分) | 3 | からだところの理解 | 関西総合リハビリテーショ ン専門学校 常本 浩美 |
| | 13:15～16:15 | 3 | からだところの理解 | 医療法人和平会折口医院 院長 高橋 浩一 |
| 11月24日 (火) 9:00～ 16:55 | 9:00～11:00 | 2 | 介護技術 | NPO法人 リハケアリングネットワー ク 代表理事 香川 寛 |
| | 11:00～14:45 (休憩45分) | 3 | 福祉用具の特徴 | |
| | 14:55～16:55 | 2 | リハビリテーション | 公立みつぎ病院 訪問看護ステーション「み つぎ」 理学療法士 臂 宏泰 |
| 11月25日 (水) 9:00～ 16:45 | 9:00～11:00 | 2 | 介護技術 | オフィス陽だまり 代表 広島YMCA専門学校 非 常勤講師 原本 明美 |
| | 11:00～16:45 (休憩45分) | 5 | 福祉用具の特徴 | |
| 11月26日 (木) 8:40～ 17:10 | 8:40～17:10 (休憩30分) | 8 | 福祉用具の活用 | IGL訪問看護ステーション 理学療法士 菅原 道俊 |
| 11月30日 (月) 9:30～15: 15 | 9:30～15:15 (休憩45分) | 5 | 福祉用具貸与計画等の意義と活用 | 社会福祉法人三篠会 高齢者総合福祉施設ひうな 荘 リハビリ部長 理学療法士 森山 由香 |
| 12月1日 (火) 9:00～ 16:00 | 9:00～14:45 (休憩45分) | 5 | 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成 (演習) | 社会福祉法人三篠会 高齢者総合福祉施設ひうな 荘 リハビリ部長 理学療法士 森山 由香 |
| | 15:00～16:00 | 1 | 修了評価 | |

会場案内

広島県健康福祉センター（住所：広島市南区皆実町一丁目 6-29（南区役所西隣り）



★交通のご案内

【広島駅から】

路面電車 ●広島電鉄5号線（比治山下経由広島港行）

『南区役所前』下車 徒歩1分

バス ●広島バス26号（旭町）循環線

『比治山橋』または『皆実町一丁目』下車 徒歩3分

【広島バスセンター方面から】

路面電車 ●広島電鉄1・2・6号線（広島駅行）『的場町』で下車し、

広島電鉄5号線（比治山下経由広島港行）に乗り換え、

『南区役所前』下車 徒歩1分

バス ●広島電鉄バス7号線（仁保・向洋行）

『皆実町一丁目（南区役所前）』下車 徒歩3分

●広島バス23号（横県）線 昭和町経由

『比治山橋』または「皆実町一丁目」下車 徒歩3分

※広島バスセンターで乗り換えられる方は、紙屋町（県庁前）

バス停で、23号線に乗り換えてください。

（23-1号線には、乗車しないでください。）

《お問合せ先》

（一社）広島県シルバーサービス振興会 TEL082-254-9699 FAX082-254-9690

〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目 6-29 広島県健康福祉センター1階

営業日 平日（月曜日～金曜日 8:30～17:30）休み；土曜日、日曜日、祝日